

赤平市議会議場開放に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、赤平市議会議場の開放に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 開かれた議会の一環として、閉会中の使われていない議場を開放し、市民活動の場として使用していただくことを目的とする。

(開放施設)

第3条 開放施設は、本会議場とする。

(使用時間及び休日)

第4条 開放施設の使用時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、使用時間及び休日を変更し、開放することができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休日 ①12月31日から翌年の1月5日までの日

②土曜日、日曜日及び祝日

(対象者)

第5条 市内在住・在勤・在学の方とする。ただし、議長が特に認めるときはこの限りでない。

(使用の受付)

第6条 開放施設の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書（第1号様式）を議長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第7条 議長は、使用許可申請書を受理し適当と認めたときは、使用許可書（第2号様式）を交付する。

(使用許可の変更等)

第8条 開放施設が、議会の用務に使用する必要があるときは、その使用日時を変更又は取り消しすることができる。

(遵守事項)

第9条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 予約した使用目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 転貸しないこと。
- (3) 入場料等の徴収など営利を目的とした使用をしないこと。
- (4) 掲示物を無断で持ち出ししないこと。
- (5) 火気及び電飾等の機材は使用しないこと。
- (6) 危険物を持ち込まないこと。
- (7) 飲食をしないこと。
- (8) 予約した使用時間を超過しないこと。
- (9) その他開放施設の使用について議会事務局職員の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、開放施設の使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、議長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第11条 使用者は、故意又は重大な過失により施設、附属設備、器具等を滅失、き損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。